

特定非営利活動法人日本オリンピック・アカデミー 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本オリンピック・アカデミーと言う。英語による名称は、「Japan Olympic Academy」（略称 JOA）とする。

(事務所)

第2条 この法人の主たる事務所を東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広く一般に対して、オリンピック憲章の理念に則り、オリンピック及びスポーツに関する研究及び教育を通じた青少年の健全な育成並びに社会一般に対するオリンピック・スポーツ・文化及び環境保全の普及に関する事業を行い、世界の平和の維持と国際的友好親善に努め、オリンピック及びスポーツの振興に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業

- ア (研究・支援事業)

オリンピック及びスポーツに関する情報収集、研究調査、判定、指導及び支援に関する事業、並びに当該情報等を一般の閲覧に供する事業。

- イ (受託派遣事業)

オリンピック及びスポーツに関し、他の非営利団体の事業に会員を派遣するか、又は当該団体の事業の受託に関する事業。

- ウ (公益交流事業)

オリンピック又はスポーツに関する公益団体又はこれに準じる団体との交流及び協力に関する事業。

エ (指導・普及事業)

オリンピック、スポーツ、文化及び環境に関する講習会、研修会、その他のイベント等の開催、又はその受託、会員派遣、若しくは評価に関する事業

オ (その他の非営利事業)

その他、この法人の特定非営利活動のために必要な事業。

(2) その他の事業

ア (物品等頒布事業)

オリンピック及びスポーツに関する物品、書籍等（いずれも電子媒体を含む）の頒布に関する事業。

イ (出版事業)

オリンピック及びスポーツに関する著述、著作、翻訳及び書籍等の出版、作成、制作又は監修等（いずれもホームページ等の電子媒体を含む）に関する事業、並びにその受託又は評価に関する事業。

- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

- 第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人で、総会での議決権を有する者。
- (2) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会した個人で、総会での議決権を有しない者。
- (3) 贊助会員 この法人の事業を贊助するために入会した個人及び団体。ただし、総会での議決権は有しないこととする。

(入会)

- 第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 会長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

- 第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(入会金及び会費の不返還)

第12条 既納の入会金、会費は、返還しない。

第4章 役員及び事務局員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上18人以内
 - (2) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうち1人を会長とし、副会長、専務理事を置くことができる。ただし、副会長は3人以内、また専務理事は1人とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 会長及び副会長、専務理事は理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれるか、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の事務局員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 会長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 専務理事は日常の事務を処理し、会長及び副会長に事故あるとき又は欠けたときは会長の職務を行う。
- 5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の事実、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 3 役員は前2項の規定にかかわらず、後任者が選任されていない場合に限り、任期の末日後、最初の総会が終結するか、又は中断するまでのいずれか早期まで、その任期を伸長することができる。

(欠員補充)

- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 法令又は定款に著しく違反する行為があったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (3) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(事務局員)

第20条 この法人に、事務局長その他の事務局員を置くことができる。

- 2 事務局員は、会長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 正会員以外の他の会員は総会に出席し、総会の求めにより意見を述べることができる。ただし、議決権は有しないこととする。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の選任、解任、職務及び報酬
- (6) その他運営に関する重要事項
- (7) 会員の除名

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第6項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から28日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、電磁的方

法又はファクシミリをもって、少なくとも 10 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき正会員（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面、電磁的記録又はファクシミリにより同意の意思表示をしたときは、当該提案事項について、当該提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなすことができる。
- 4 前項の規定により総会の目的である事項の全てについての提案を可決する旨の総会があつたものとみなされた場合には、その時に当該総会が終結したものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、電磁的方法又はファクシミリをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 52 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面、電磁的方法又はファクシミリによる表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が、記名押印又は署名しなければならない。

- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）全員が書面、電磁的記録又はファクシミリによる同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったものとみなされた場合において、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項を提案した者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を含む。第51条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (2) 事務局の組織及び運営
- (3) 総会に付議すべき事項
- (4) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第6項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、電磁的方法又はファクシミリをもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 緊急の場合には、会長の判断により、理事会の決議は、書面、電磁的方法又はファクシミリによる理事の投票に付すことができる。
- 4 前3項の規定にかかわらず理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面、電磁的記録又はファクシミリにより同意の意思表示をしたときは、当該提案の可決する旨の理事会の決議があつたものとみなすことができる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面、電磁的方法又はファクシミリをもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面、電磁的方法又はファクシミリによる表決者にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が記名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）全員が書面、電磁的記録又はファクシミリによる意思表示をしたことにより、理事会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項を提案した理事の氏名
 - (3) 理事会の決議があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

第7章 委員会

(委員会)

第39条 この法人には、理事会の議決を経て委員会を設置することができる。

2 委員会は、第5条の事業に関する事項について協議し、調査研究及び業務を遂行する。

(名称等)

第40条 各委員会の名称、委員、その他必要な事項は、理事会が別に定める。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第42条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第43条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計の原則)

第44条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第45条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第46条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、会長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第47条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経て、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併

- (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければなければならない。
 - 3 第1項第2号の事由により解散するときには、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において出席した正会員の過半数をもつて決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合はこの法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第11章 雜則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

会長 猪谷千春

副会長 小野清子

副会長 深川長郎

副会長 水野正人

専務理事 和田恵子

理事 濱本憲二

同 高橋寛司
同 田原淳子
監事 伊藤裕三
同 斎藤浩

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2005年12月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会および設立当初の理事会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から2006年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金 無料
 - (2) 年会費 3,000円
- 7 この定款は、平成30年5月27日から施行する。
- 8 この定款は、令和元年6月16日から施行する。
- 9 この定款は、令和6年9月5日から施行する。